

二一世紀に期待される

法曹・法律専門職の資質

〈パネリスト〉 橋元四郎 平 (弁護士・元最高裁判所判事)

立石信雄 (オムロン株式会社会長)

矢口洪一 (元最高裁判所長官)

司 会 深田三徳 (同志社大学教授)

* 本稿は、一九九九年一〇月二九日に同志社大学今出川キャンパス神学館チャペルで開催されたシンポジウムの記録に加筆修正したものである。

シンポジウムの開催にあたって

深 田 三 徳

本日のシンポジウムのために沢山の方にお集まりいただき、大変ありがとうございます。近年、わが国をとりまく社会環境が大きく変化したこともあって、わが国のいろいろなしくみが制度疲労を起こしているといわれています。そして明治維新や戦後改革の時期と同じように、今日、「この国のかたち」を再度考えなおす必要がある、そして大幅な制度改革の必要があるということがいわれています。すでに国会や政府の諸機関だけでなく、地方自治体、経済界などでもいろいろな議論が重ねられ、具体的な制度改革が進められています。当然、その波はわが国の司法制度にも押し寄せていまして、本年夏には、内閣の下に「司法制度改革審議会」が発足し、司法制度、法曹一元、法曹養成のありかたなどについて議論が開始されています。審議会の答申はいずれ近いうちに出されて、一定の方向が出ることになると思いますが、それに先立って政府（文部省、法務省）、各地の弁護士会、各大学においても、法曹養成やその出発点になる大学法学教育のありかたについて真剣に議論が進められています。すでにロースクール（法科大学院）についていくつかの構想がだされ、それらをめぐって論争がなされていますし、また主要な大学法学部の主催するシンポジウムでもさまざまなロースクールの試案が出されています。これらの議論はいずれ「司法制度改革審議

会」の答申などにも反映され、改革の方向が具体化されることになると思います。

ところで本日のシンポジウムでは、少し視点を変えて、二一世紀の法曹・法律専門職にはどのような資質が期待されているか、また必要であるかという視角から、この問題について考えてみたいと思います。今回のシンポジウムのために、三名の方をお招きしています。元最高裁判所長官の矢口洪一先生、弁護士で元最高裁判所判事の橋元四郎平先生、本学の卒業生でもありますオムロン株式会社代表取締役会長の立石信雄先生です。法曹界の中枢で活躍されてきた経験豊かなお二人と、ビジネスの世界で活躍されているお一人から、それぞれの立場からする忌憚のないご意見をいただき、今後の法曹養成や法学教育のありかたについて考えていきたいと思えます。シンポジウムの後半では、今日、参加されていますフロアーの皆さんから自由に質問や意見をだしていただき、できるかぎり実りのあるシンポジウムにしたいと考えています。

これから先生方のお話をいただくわけですが、最初に、略歴等について簡単に紹介させていただきます。最初にお話していただきます橋元先生は、一九二三年（大正一二年）福島県のお生まれで、東京大学法学部政治学科を卒業された後、司法試験に合格され、東京弁護士会所属の弁護士としてスタートされています。その後、司法研修所の教官を務められ、日本弁護士連合会理事、民事訴訟法学会理事、日本弁護士連合会事務総長、法制審議会幹事等を務められました。また一九九〇年（平成二年）に最高裁判所判事になられ、一九九三年（平成五年）退官。現在は東京で弁護士として活躍されています。

二番目にお話していただきます立石先生は、一九三六年（昭和十一年）大阪府のお生まれで、本学文学部英文学科

を卒業された後、コロンビア大学ビジネススクールで勉強されました。一九五九年（昭和三四年）、立石電機販売株式会社に入社され、その後、オムロン株式会社代表取締役副社長、取締役副会長、一九九五年（平成七年）に代表取締役会長に就任されています。また先生は、文部省大学審議会委員、日経連副会長、国際特別委員会委員長、同ILO委員会委員長、経団連アジア・太平洋地域委員会委員長としても活躍されています。『市民と共存する経営』という本も執筆され、新しい企業哲学、企業の社会貢献活動、地域貢献活動、企業市民活動などを主張されて、注目されています。

三番目は、矢口先生です。先生は、一九二〇年（大正九年）京都市のお生まれで、京都帝国大学法学部に入学され、高等試験司法科試験に合格、大学を卒業されてから短期現行の海軍法務科士官になられます。戦後は大阪地方裁判所判事補からスタートされ、各地の裁判所、最高裁判所事務総局、浦和地方裁判所長、東京家庭裁判所長、最高裁判所事務総長、東京高等裁判所長官を歴任されています。また一九八四年（昭和五九年）に最高裁判所判事、一九八五年（昭和六〇年）に最高裁判所長官に就任され、一九九〇年（平成二年）に定年退官されるまで司法の中枢で活躍されてきました。

以上の三名の先生方にお話をいただいた後、指定報告者として同志社大学大学院法学研究科の安枝英伸教授から、本研究科がすすめてまいりました「大学院改革」について報告していただき、質疑応答へと移りたいと考えています。

弁護士立場から

橋元四郎平

与えられたテーマは、「二二世紀に期待される法曹・法律専門職の資質」であります。法曹・法律専門職の意味は二つあると思います。第一は、法曹とそれ以外の法律専門職を分けて考えたみた場合。その場合の法律専門職は、一つは、弁護士の補助職、パラリーガルといわれるものです。これはアメリカで盛んでありまして、アメリカでは弁護士が非常に増えています。パラリーガルも増えています。もう一つは、司法書士、弁理士等の準法律家があります。これにつきましてはこのような隣接法律専門業種と弁護士との協働という問題があります。三番目が、「法の支配」の貫徹のもとでは行政官庁の職員も企業の法務部門も法曹資格者であるべきだという議論がありまして、それを指す場合があります。以上のような三つを法曹以外の法律専門職と言っているかと思えます。

第二に、純粋な法曹です。つまりここで法律・法曹専門職とある場合、両者はイコールだという考え方がありません。法曹すなわち法律専門職ということ。よく法曹三者といわれますが、その法曹とは何を指すか。私は法曹の原型、基本像は弁護士であるべきだと思っておりますので、法曹とは弁護士を指す。つまり本日のテーマは「二二世紀に期待される弁護士の資質」だと考えています。主催者のご意向は、法曹と法曹以外の法律専門職の二つにわたってという

ことのようにですが、差し当たっては法曹のみについて考え、それ以外の法律専門職については時間があれば触れたいと思います。

さて、「二一世紀に期待される法曹」といっても、単に「二一世紀における」つまり「将来の」という意味だけではありません。現在、法曹ないし弁護士のある方をめぐって司法改革論議が盛んであります。現に司法制度改革審議会が発足しまして、審議を重ねております。二一世紀の法曹の資質の問題は司法改革の議論の中で、それに刺激されて促進されたと見ていいと思います。今の司法はいかなる状態にあるかということを考えるべき時期に来ていると言っていると思います。そういう司法改革の議論をふまえた上で、あるべき法曹の姿を構想することが大切なのであります。ここにオムロンの立石会長もお見えですが、経済同友会や経団連からはっきりした司法制度改革案についてのご意見が出ています。財界、経済界から司法に対してこれだけの要望、注文が出てきたことは初めてのことであります。画期的なことであると言っていると思います。日本経済新聞平成一一年一〇月九日付けの連載記事で「司法—経済は問う」というのがあります。「経済は問う」というサブタイトルが象徴的でありまして、経済界から厳しい注文、希望が出ていることを示しております。そこでそういう背景を考えながら検討していかなければならないでしょう。二一世紀と言いますと、流行言葉で言えば、「グローバル化の時代」ということになります。グローバル化の時代ということを視点に据えて考察することが必要だろうと思います。

司法制度改革審議会での議論の大きな柱は二つあると思います。一つは、法曹一元化、もう一つは、法曹養成の問題です。この二つのことをまず考えて議論を進めたいと思います。まず法曹一元化ですが、これを定義的に申し

ますと、弁護士を実務法曹の基本として位置づける、そして一定期間の弁護士経験を有する者を中心とした一定の法曹有資格者から裁判官を任命するということがあります。その特徴は、第一に、キャリアシステムとは相容れない概念であるということです。第二は、判事補制度を否定するところから出発すべきであるという点であります。それを貫く根底の発想には、キャリアシステム下の、社会的経験が不足と言われる抽象的な裁判官に対する不安感、心配があるでしょう。ただそれ以上に大切なのは、自分たちの仲間である弁護士の中の尊敬すべき先輩の裁判、その裁判には服そうという考えが根本にあると思います。次に、法曹一元とセットをなして考えるべきは陪審の問題であります。国民参加という意味でも大切です。国民の司法参加の形としてはそのほか参審があります。陪審がいいか参審がいいかということは議論がありますし、ここで深入りはできませんが、ごく大雑把に言えば、民事、刑事一般については陪審制度をとっていいでしょう。その他の専門部門、労働、商事等の部門は、それぞれの分野の裁判官以外の、法曹以外の専門家が参加するという参審制でいいのではないか。大体そのように考えます。

法曹一元について申しますと、キャリア制度を前提とした上で弁護士からも裁判官にするという部分的な改革でもいいのではないかという考えがあります。また欧州各国では多様な経験や経歴を備えた者を裁判官として受け入れるという制度が一部にあります。それから参審制度ですが、これは職業裁判官以外の者が裁判官になっています。そういうこともあるので、キャリア制度を前提とした改革でもいいのではないかという考えがあります。しかし現在の弁護士からの任官者は少ないではないかという指摘があります。かなり裁判官の中で囁かれていると思われる考えに、キャリア制度を維持したまま弁護士からの裁判官を任用することになると、裁判官のレベルが下がりはしないか。た

たとえば判決文を書く文章力が乏しいのではないかという声もあろうかと思えます。判決文を書く文章力というのは、今までのスタイルの判決文をさすのでありますが、一番大切なのは世の中の出来事を一般的な常識に従って判断する能力でしょう。いずれにしても法曹一元はキャリアシステムを廃止する、判事補制度を止めるという抜本的な改革によつてしか実現されないのではないかと考えます。

法曹一元の実現のためには、基本的には法曹人口の飛躍的増加が必要であります。この問題については、今まで日本弁護士連合会は消極的な態度をとっていましたが、だんだん大勢に引きずられた形で今では法曹人口増加論が増えています。先進的な弁護士はもっと増やすべきであると言っています。ところで、私が本日申し上げる意見は全く個人の意見でありまして、弁護士会の多数意見ではありません。弁護士会は厄介な会でありまして、絶えず異論が出る。会員もバラバラの思想の持ち主が入っていきまして、概ね改革に反対の意見が少なくありません。ですから私は弁護士会の多数意見ではありません。最初にお断りしておくべきでしたが、今、申し上げておきます。

ここで一寸飛躍しますが、一つの話題について申し上げます。一橋大学の中谷巖教授がソニーの社外取締役を志しできなかったために一橋大学を辞めて、多摩大学の教授になったというニュースがあります。それにつきまして「週刊朝日」一〇月一二日号に安藤優子というニュースキャスターとの対談が出ています。安藤さんの「そもそもどうして社外取締役になろうと思ったのですか」という質問に対して、中谷教授は「本に書いてある理論と実際の現場での緊張感ある世界の両方を知っていないと企業について大きな顔をして教えることができません。ですからソニーから話があった時は、願ってもないチャンスだと思った」とあります。あとで触れますが、法曹養成問題につい

て考える場合、ロースクールの発想がありますが、ロースクールの教官に現在の大学の教官がどれだけ進出したらいいのか。実務家や弁護士が教官になるのがいいのかという問題に関係があると思います。大学の先生方は大いに実務の方に参加してほしいということを示唆しているものであります。

次に、安藤さんは「国立大学の先生と営利企業の役員の兼任はだめと人事院から断りが入って、結局一橋大学の先生をお辞めになった。いくつかの大学からお誘いがあったのですが、多摩大学を選んだのはどうしてですか」。それに対して中谷教授は「多摩大学は非常にフレキシブルなんです。教授をABCに分けてAはフルタイムで大学にコミットして学部長もやるし、いろいろな委員もやる。私なんかはCで学内の仕事はやらなくてもいいんです。『企業や産業界に行っているんなことをしてください。その成果を大学に持ち帰って学生に教えて下さい。学外での仕事が多い分、授業負担も減らします』ということなんです」と言っています。弁護士から裁判官になった場合にフルタイムの専業裁判官とフリータイム、時間勤務の裁判官を考えていいことの一つの示唆になると思います。

次に法曹養成制度について考えてみたいと思います。法曹の原型、基本像は弁護士であるという考えから致しますと、法曹養成は即弁護士養成であると考えていいと思います。これにつきましては、柳田幸男弁護士がハーバードロースクールをモデルに、ロースクール案を言っています（ジュリスト一一六〇号ほか）。彼は「現在は法学専門教育機関が不在である。第二に、一般教養教育が不足である。そういう現状からして、受験期間が長期化し、予備校依存という現象が起こっている、これを改めなければならない」として、いくつかの提言をしています。まず法学部の教養学部化で、これを「法曹基礎教養学部」と名付けています。既存の教養課程を四年にする。そこでの教育は一般

教養教育のみにする。一般教養教育の基礎は人間関係と社会に対する深い洞察力を基礎にする。それを育てるための一般教養教育とするのだと言っています。その上にロースクール、法曹大学院を作る。現在の大学院の法学部修士課程を基礎として改組する。課程は、三年間くらいにする。大学院は研究者養成コースと法曹養成教育コースの二つになる。これは教育であって、訓練ではない。訓練は個別の事実に則して実務の技術を受けるのであり、ここでは教育である。司法試験は純粹な資格試験にする。三年間の課程を修了した者は司法試験を受けるが、資格試験として、その八〇%くらいは合格することにしたい。その上で裁判実務を訓練する機関として現在の司法研修所を活用する、と言っています。裁判官や検察官になる者、弁護士で裁判事務に携わる者、この三者は司法研修所で実務の訓練をする。司法試験合格者が就く職種はどういうものかという点、まず弁護士、次に行政官、企業の法務担当者、また公的機関の職員も司法試験合格者から採用する。ここで注目すべき考えは、司法研修所を活用すべきであるということです。司法研修所は今後どうあるべきかということについては、柳田弁護士はほとんど何も言っていないように思いますが、これに対して最近発表された第二東京弁護士会の案では「司法研修所は廃止する」と言っています。司法研修所は最高裁判所が管理していてやや裁判官養成を重点としている。しかしこれからは弁護士が法曹の原型たるべきであるから弁護士の養成は日弁連がやるべきであって、これからの弁護士にふさわしい教育をすべきである。したがって、今の司法研修所は廃止すべきであり、司法研修所を廃止する代わりに二年間の弁護士研修制度を設けるべきだと提唱しています。弁護士の資格を持ったまま二年間研修弁護士として活動することにする。その狙いは、資格を持っていれば普通の弁護士と同じように何でもできる。法廷に出て弁論もできるといことです。今の司法修習生はそれができま

せん。一時、検察修習で、取調修習を拒否した事例がありました。「修習生はその権限がないはずである」というのが論拠でありました。本来は権限がないかもしれないのに、取調修習をさせていたわけですが、研修弁護士制度をとればそういう問題はなくなります。柳田弁護士の案では司法研修所に蓄積された実務訓練に関するノウハウを活用すべきだとされていますが、司法研修所の主管、運営主体はどこなのか、教育訓練の担当者はどこなのかという問題については触れていないように思います。

その他、東京大学でも案を出しています。ロースクール的な法曹大学院を作るという点では、各大学や弁護士会、弁護士個人などのいろいろな案はほぼ共通していますが、違いますのは司法研修所を維持するのか廃止するのかという点であります。維持するにしてもどこが管理するのか。どこが教育担当者になるのかという点では違っているようでありました。そのようなことを踏まえて法曹養成のあり方をしっかり考えていかないと、二一世紀の弁護士像は浮かび上がってこないだろうと思います。

最後に、今後望まれる法曹の資質であります。一般的、抽象的には以下のようなことになります。これは主として東京大学が「法曹養成と法学教育」シンポジウムで発表したペーパーによるのですが、第一に、現行の法について十分な知識を有するだけでなく、法のあるべき改革の動向を十分に見通せる能力を備えること。第二に、自己の意見を書面または口頭で説得的に展開できること。第三に、法の改善などについての責任を担えること。第四に、世論の形成に指導的役割を果たしうること。第五に、公の利益のための活動に従事できること。これが要約的に言えることだろうと思います。しかし、私が強調したいのは、このような法曹、法律家としての資質よりも、それ以前の人間的資

質こそ大切であるということであり、つまり人間として心豊かで自由な開かれた精神を持つてゐること。次に、広く深い経験と一般教養を有すること。法学の素養以前の一般教養、リベラルアーツ、職業に直接関係のない学問形成という意味での一般教養を有することであり、また、人間と社会に対する洞察力を備えていることが肝要であります。

以上の法曹として必要な一般的な資質と人間的な資質、この二つを連携させて二一世紀における法曹、つまり弁護士像を考えますと、「規制緩和と社会経済活動のグローバル化の時代の中で、諸外国と対等に渡り合える高度の専門性を持った質の高い法曹」ということに帰するかと思ひます。具体的には、国際人権法、国際取引法、国際経済法、金融法、知的所有権法、情報法、社会保障法、消費者保護法、製造物責任法等のいくつかをマスターしている法曹ということになると思ひます。これは経済界、つまり経済同友会や経団連等の経済合理性のための提言に答えるという意味だけではありません。弁護士の担っている責務は経済合理性に止まるものではありません。弁護士の最大の依頼者たる国民の利益のためにならなければならぬわけでありまして、以上にいいましたことは公益につながるのです。弁護士が取り組むべき司法改革は、従前の弁護士の世界において最も弱いとされている部分を強化することであり、グローバル化の現代社会において自由と正義の担い手としてその役割を果たせるようになること、つまり世界経済体制下で国際的な競争力を持ったプロフェッションに成長することということになるかと思ひます。

先程中谷巖教授のことを申しましたが、そのことに関連しまして、弁護士が国公立大学の専任教員になれないという現実があります。国家公務員法、地方公務員法だけでなく、弁護士法三〇条が禁止して、弁護士が自分自

身の首を縛っているわけです。弁護士法三〇条によると弁護士は国公立大学の専任教員には絶対的になれないんです。弁護士の「営業」は弁護士会が許可すればできるのですが、国公立大学の専任教員は許可することもできない規定になっています。これは即刻廃止すべきであると考えています。私学の場合でも、大学によっては弁護士と専任教員の兼任を禁じている大学があるやに聞いています。実務家が大学の教員になり、大学の教員が実務につくということが望ましいと考えています。

最後に、弁護士界にも競争原理をといわれていますがこれは全く同感です。競争原理は、本当に必要であります。これがないために弁護士界が窒息状態にあり、かつ経済界からの要望に応えられないのです。弁護士の個人情報が開されないため、弁護士に対するアクセスも困難になっています。弁護士広告の規制は早速、解禁すべきであると考
えます。

企業経営者の立場から

立 石 信 雄

私は正直言って法律は門外漢であります。ただし、少し関係があると言えば、法務省の人権擁護推進審議会の経済

界代表の委員の一人として、人権問題についての提言を行う作業に参加しています。また、大学審議会大学院部会で特別委員として活動しています。そのようなわけで、私は、矢口元最高裁判所長官、橋元元最高裁判所判事のように専門的な話ではありませんが、本来、法律とか法曹というものは社会や市民に貢献するためにあるわけですから、私は社会や市民の立場から、二一世紀における法曹や法律専門職の方々に、ぜひこうあってほしいという姿や資質に関してお話をさせていただきたいと思えます。

本日のシンポジウムは、司法制度の改革や大学の法学部の改革について「法曹の資質」という観点から論議することですが、私はまず、その前提として、二一世紀はどういう社会になるのか、社会というものの特徴に、すでにそのはしりが出ていますが、価値観の変化、理念の変化が大きく動いている中で、どういふ変化が起こりつつあるのか、その変化の中で法曹に携わる方々へのニーズが大きくなってくるであろうが、それはなぜか、このような視点から法曹の資質についてお話をさせていただきたいと思えます。「法曹」という言葉には二つの解釈がありました、両方を含めた広い意味で話をしますので、そういうふうにお聞きいただきたいと思います。

まず本日のテーマについて結論を先に話しますと、二一世紀に期待される法曹の資質は、「自らが法律を通じて社会に貢献しようとする、創造的で積極的な資質であり、社会現象、つまり事実関係と法律の両面から解釈評価を行い最適な問題の解決策を社会や個人に提示できる資質」であろうと思えます。

さて、まず二一世紀において法曹を取り巻く環境の変化について考えてみたいと思えます。二一世紀の社会はどういう社会になっていくのか。これを私なりに予測したいと思えますが、これについては、昭和四五年に、京都で開か

れた国際未来学会で私どもの会社が発表したものがあります。その時は、未来学者ハーマン・カーンも参加されておられました。この未来予測の理論を私どもは、SINIC理論と読んでおります。この理論は、科学と技術と社会の間には双方向からスタートする円環論的な関係がある、すなわち科学が新しい技術の進歩を促し、新しい技術が社会を変えていく流れと、逆に社会のニーズが出てきて、それを具現化するために新しい技術が生まれ、その技術が新しい科学を生み出していくという二つの流れです。それにより文明の歴史を見ますと、今、工業社会の最終段階として情報化社会の中にあるわけですが、情報化社会は二〇〇五年まで続いて、二〇〇六年からは「最適化社会」というものが来るであろうと予測しています。その「最適化社会」の特徴は、「人と機械がより高次元で調和し、誰もが自分に合った仕事、生活、状態を安定して得られる社会、つまり人間が人間らしく生きてゆける温もりのある社会」であると私どもは定義しています。技術の進歩、科学の進展の結果として、社会全体が最適なシステムに進化していくということでございます。

このような立場から、二一世紀の社会を予測した場合、二〇世紀は国家と産業の時代であったと思いますが、二一世紀は「自立した真の市民の時代」、「人間復興、ヒューマンルネッサンスの時代」ではないかと定義づけられるわけです。他の一般的な言い方では二一世紀はますます社会の複雑化、高度化が進むと言われていますが、これはSINIC理論でいうところの「科学の発展」と「技術の進歩」によって引き起こされるものであると思っています。また、一般的に言われている多様化、個性化はまさに私の言う「自立社会」、「人間復興の時代」と符合するのではないかと思っています。「工業社会の忘れ物」とよく言われますが、環境、資源、エネルギーに加えて健康、人権、平和とい

う二一世紀のキーワードは「人間性の復興」に符合するものと思っています。なお二〇世紀後半から始まったグローバル化、ソフト化、メガ・コンペティション、少子高齢化といった現象は当然二一世紀においても引き続き起こってくる現象であろうと思います。

以上のような二一世紀の社会にあつて、二一世紀の法的環境を見てみたいと思います。二一世紀の社会における法的環境変化に焦点を合わせてお話ししますと、二一世紀は「自立社会」、「真の市民社会の時代」と申しましたが、それは「一人ひとりが行政や企業に依存するのではなく、自身の人間性を探究する一方で自らが責任を持って行動する社会の時代」だと思います。そのような社会では市民の自律が原則であり、法律は市民社会のために必要最低限のルールとして機能するべきものだと言えると思います。司法制度特別調査会報告では二一世紀の理念として「透明なルールと自己責任の理念」と言っていますが、まさにその通りであろうと思います。

アサヒビール会長の樋口さんが座長をされている経済戦略会議でも司法制度のあり方について提言を出しています。その中でも「行政指導による裁量的で不透明な事前調整的社会」から「透明なルールに基づく事後的チェック社会」に転換すると言われています。

また二一世紀はまさに国際化、グローバル化の時代でございます。モノとかサービスのグローバル化は現実的な変化として現れています。グローバル化の潮流は法律の世界でも徐々に進展するものと思われ。元来、法律は国や地域、宗教、民族、文化、倫理観などにより大きな違いがある分野ですが、二一世紀は「グローバル市民」の共通の価値観をベースとしたルール、法律が増えてくると思います。私は、この変化を、ローカルルールからインターナ

シヨナルルールへ、さらにはグローバルルールへの変化ととらえています。このような傾向はすでに知的財産権の分野で進行しつつあります。またインターネットによるエレクトロニック・コマースが出現し、世界の中で通信を介して、モノ、お金が動く社会になって来ています。グローバル化が企業に大きなインパクトを与え、世界大競争が引き起こされ、その結果、地球規模でのM&A、企業買収などが日常茶飯事的に新聞を賑わしています。技術も世界を土俵に激しく動いており、技術革新がこれまで考えられないほど速くなっている。こういうことが、これからの法曹を考える上で大きな背景になってくるであろうと思います。

「透明なルールによる事後的チェック社会」におきましては、ルールを適用して事後チェックを行うことが中心となりますので、司法の役割が飛躍的に高まるものと思います。行政の時代から司法の時代への大転換が来るのではないかと思います。そして、司法の中核をなす専門的職業人として法曹に対する期待はいやが上にも高まることは確実であろうと予測されます。

このような大転換の中で新しい価値観に基づく法理念の変化も急速に進むと思います。たとえば、従来の産業保護が消費者保護に変わり、従来の業界協調推進から企業間競争の促進に変わる。また企業利益のみを追求する姿勢から企業行動の公正化が求められ、さらには企業市民という言葉が出てくるくらいに消費者や地域社会を気にしながら経営していくことが必要になる。さらに閉鎖的な企業情報の開示から積極的な企業情報の開示が求められる世界へ、公害規制から環境保護へ、知的財産権が軽視された時代から重視の時代へ、つまりプロパテントが要求される世界へ、許認可行政から行政規制緩和・廃止へと進むと思います。このような社会の変化、価値観の変化に法律や法制がいか

に速く追従していけるかが、大きく言えば日本の命運を担うと言っても過言ではないと思います。

このように二一世紀において、その機能発揮を大いに期待されている法曹ですが、現状の司法システムでは大変革に到底耐えられないというのが一般的な認識ではないかと思えます。司法システムの改革は以上申しましたように、日本の社会をどう変革するかという国家的課題でございます。法曹関係者だけによる利権の取引的な議論は絶対に避けるべきだと思います。また、この問題を特定の有識者だけの議論に止めるのではなく、国民的な議論を大いに巻き起こし、意見を十分に汲み取っていくべきであると思うわけがあります。

以上を前提に法曹界についての私の考えを述べてみますと、経済界の期待でもあるわけですが、第一番目に法曹人口の大幅拡充を提唱します。現在ようやく司法試験合格者を八〇〇人から一〇〇〇人に増員するということですが、まだまだ少ないと思えます。いろんな変化や新しい理論が出てきて、新しい技術が生まれ、紛争の可能性が多くなっています。国際間を含めても、そうなっています。その中で今の合格者数では余りにもニーズを充足しえないと思うわけです。矢口さんが司法試験の合格者は最終的に四〇〇〇人にすることを提唱されているようですが、私はさらに一〇〇〇人上乗せして五〇〇〇人を提唱したいと思います。それでも米国の五万人の一〇分の一です。その理由はまず、二一世紀において多くの変化をカバーするために、弁護士の業務スパンが拡大される、特にこれからは新しい分野で拡大していく。独禁法や株主代表訴訟、PL法はもちろん、環境法、貿易通商法、人事関連法といった、いろんな新しい分野の 이슈が出てくるわけで、そういうものをカバーしていくためにも人数を増やしていく必要があります。

現状では企業の法務関係者は弁護士資格のない社員ですすめられていますが、本来米国のように弁護士有資格者によって占められるべきであろうと考えています。現在、上場企業は店頭市場を含めて三四〇〇社ございます。一社五人として一万七〇〇〇人、これは現在の弁護士の数になるわけで、それだけの吸収力はございます。また、大企業や上場企業に比して、中小企業は法的に守られていないというか、法的な対応がとれていないところがほとんどです。そういうところもこれからの厳しい世界の中で、法的な整備を行っていく。そこから相当数のニーズが出てくる。また行政機関での弁護士のニーズも大きいと思います。さらに言えば、弁護士資格があっても法曹に限る必要はないわけで、アメリカの場合は優秀な人材は政治家、経営者、上級公務員等の各界のトップクラスの人材にもなれるわけです。私は日本にあってもそうあってほしいし、それが望ましい姿とおります。そもそも資格はその仕事の最低水準を決めただけであって、資格イコール職業に限定する必要はない。資格がギルド的な職業保障の手段になってしまうことは避けるべきだと思います。

二番目は法曹の一元化を実行すべきです。現状では裁判官、検察官、弁護士の道が分かれています。裁判官や検察官は弁護士の中から選ぶという法曹一元化を実行すべきであると思います。国民にわかりやすい裁判を実現するためには、裁判官や検察官は社会経験豊かな弁護士から選任した方がベターであろうと思います。また、法曹人材の基本的な資質、すなわちプラットフォームを共通化し、その上に各法曹の専門資質を構築する方が人材の交流、人材活用の面からも望ましいと思います。その上で裁判や弁護士の情報を積極的に公開し、法曹人材の資質が国民の目に触れるような形に持っていくべきであろうと思います。

三番目に法曹界に対する期待、注文は、法曹界にも競争原理を入れるべきであるということです。競争の結果として専門化、大規模化、複合化（会計事務所と弁護士事務所の統合など）が進むと思われませんが、それを規制するのではなく推進するべきだと思います。法曹人口の拡充や法曹一元化を実現しますと、多分、法曹界にも競争原理が働くことになると思いますが、競争原理をより一層推進し、活性化を図っていく必要があると思います。現状の弁護士の広告規制、法人化の禁止などは競争や効率化を妨げているもので、他の業界では考えられないことです。弁護士資格取得後は、努力や勉強をしなくても食べていけるという状況はおかしいと思います。法曹界においても能力主義は必須です。一般では失業率四・九%ということですが、弁護士を含めた法曹界にあっても、これくらいの失業者が出てもおかしくないくらいに変えていくことが必要ではないかと思っています。

四番目に、迅速で利用しやすい裁判制度と多様な紛争解決手段（ADR）の充実を図るべきです。今朝の新聞ですが、今の特許、知的所有権にまつわる紛争が多く起こっている中で、その解決に時間がかかりすぎる、またその前に知的所有権を登録申請して権利化されるのにあまりに期間がかかりすぎる、世界競争の中で技術は陳腐化するのが速く、早く登録できる形にしてもらわないと困るわけで、企業サイドからも強い要請が出ています。その一環として弁理士の数を増やす、弁理士の段階で和解や仲裁ができるようにするといった内容で、弁理士法を改正するという発表がございますが、前向きに考えるべきではないかと思えます。元に戻って紛争解決手続きについて触れますと、ADRを積極的に使える状況をつくり、それを裁判手続に伴う紛争解決手段の一つとして充実すべきではないかと思えます。

五番目に法曹への注文としては、司法への国民の関与を積極的に進めるべきではないか。最高裁判所裁判官の国民審査や檢察審査会は国民がわずかに司法に関与する例ですが、直接裁判に参加することはございません。二一世紀の市民社会では、市民が陪審制や参審制を通じて積極的に裁判に参加すべきであろうと思います。個人的には、陪審制において、市民が事実認定までやることは裁判への信頼性の点で難しく、それよりも裁判官と市民が弁護士と一緒にやって意見を出していく参審制を進める方がいいのではないかと思います。

つぎに、法学教育の改革について簡単に触れておきます。提案は大学改革は第一に、各大学は、自らの大学の存在意義、ミッション、使命が何であるかを見直す必要がある。建学の精神を見直すこともそうです。第二に、大学の特色を再確立していく。つまり、アイデンティティの確立が必要であろうと思います。何を他校と違った強みにしているか、これをそれぞれの大学が確立していく。第三に、大学の場合、企業統治と同じように大学統治、即ちコーポレート・ガバナンスと同じようにユニバーシティ・ガバナンスを確立していく必要がある。第四に、大学を公正に評価する評価基準を確立し、その結果を公開していく情報公開が重要であると思います。ロースクールの創設については後半でお話させていただきます。法曹に求められる資質についても、こういう人が法曹に携わってほしいということがございますが、後ほどお話をさせていただきます。

橋元先生がご指摘の点について申しますと、今、企業統治の世界の中で、経営の意思決定に際しての監督、監査、監視を強める必要があるということから、社外取締役を入れるべきだと言われています。各社努力をしていますが、その中で豊富な知識が必要な専門分野となりますと、大学がそのリソース、つまり私どもが調達できる人的資源がた

くさんある場所として考えられるわけで、そのためにも国家公務員の兼業禁止をできるだけ速く解決してほしいと思っています。二、三日前に、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラムの委員会から人事院に要請書を出しました。日経新聞に載っていたと思います。日本がアメリカと比較して遅れている、あるいはいまだに変わっていないところに、日本のこれから心配される点があり、私としては早く何とかしてほしいという思いがあります。

先ほど時間の関係で省略しました日本型のロースクールの創設についてお話しさせていただきました。最近新聞を見てみますと、東大、東北大、一橋大学が試案を出しているようですが、私は、法曹人口の拡充、質の向上を求める上で、ロースクールの創設には基本的に賛成でございます。ただ議論を行う上で次の点で留意してほしいと思うわけです。

第一に、ロースクール創設による法律の実務知識、専門知識への過度の傾斜は避けるべきではないかと思えます。法曹に従事する人たちの人格養成、人間養成の意味では教養教育の重要性は大きいと思えます。常識ある社会人、人間として法曹の仕事につけることが重要であります。教養教育にも力を入れていただきたい。私自身、かつてアメリカのコロンビア大学のビジネススクールで勉強しましたが、アメリカの場合は普通の学部を卒業して、そこからメディカルスクール、ロースクールに入ってくる。学部の人に十分な常識、人間的な教養を持って、それからメディカルスクール、ロースクールに入ってくる。アメリカのこういう方式は参考にする必要があると思います。

第二に、もう一つ考えておくべき視点として、ロースクールの創設を認められる大学数が、どの程度に最終的になるのか。よく耳に入ってくるのは二〇大学くらいとなっていますが、そういうことになれば他の大学の法学部をどう

するのかということですが。この点での十分な論議が同時平行的に行わなければならないと思います。特定大学のロースクールの創設がある意味では他の大学の法学部に重大な影響を与えるわけですから、単にロースクールの創設を認められただけの椅子取りゲーム的な発想では、将来を見据えた正しい判断ができなくなるのではないかと思います。つぎにこの法学教育の改革をどうすればいいか考えてみます。意見の中には法学部を廃止して、教養教育の中で法学を教える案もあると聞いています。現在の法学部の学生四万七〇〇〇人、この多くの学生に影響を与えることがらです。ロースクールの創設に引きずられて判断を誤ることのないようにしなければならぬと思います。

教育科目として忘れてはならないのが、「人権」です。私が人権擁護推進委員会の委員をしているから申し上げるのではなく、人権は二一世紀の大きなキーワードになると思うからです。このほか独禁法は勿論ですが、知的財産権、環境、消費者保護法、会社の再編関係法、企業倫理等々多面的な動きをみるだけに、科目を充実する必要性があると思います。教養のところでもやるべきだと思うのですが、法学部の学生は純法学的なものだけでなく基礎的な技術知識、つまり技術がどういう方向で進んで、どういう位置にあつて、どういう影響を与えているかといった技術の現状からは、少なくとも頭の中に入れておく必要があります。このような幅広い基礎知識がなければ法曹といえどもよい仕事はできないと思います。

教育方法につきましても現状の法学教育は学説の講義形式が中心になっています。ケースメソッドや実務教育を重視する必要があります。コロンビア大学のビジネススクールの授業もケーススタディが中心でした。このようなケーススタディをベースにした実習、実務教育を重視していく必要があります。大学が弁護士や企業法務担当者との交流を

積極的に図っていくことも実務教育をする上でも必要です。

最後に、本日のテーマである法曹に求められる資質について、一つは、人間に対する深い理解を持った人。これは人格、人間性にまつわることです。二番目は、倫理性、公平性を持った人。三番目は、社会性を持った人。社会現象に対する深い洞察力、理解力を意味し、広い教養、市民感覚をもった人と言ってもいいと思います。四番目は高度な法律専門知識をもった人。五番目は課題解決力。六番目は、プレゼンテーション力です。アメリカ人との交渉において、日本は政府間ベースでもそうですが、ディベートで負ける、プレゼンテーション力に差がある、グローバルな時代の中で世界とのやりとりが今まで以上に増えていく中で、プレゼンテーション力が問われる世界です。そういうものをぜひ、カリキュラムの中に入れてやっていく必要があると思います。七番目は経営感覚、ビジネス感覚を持っていただきたい。最後の八番目は語学力です。私は英文学を出しましたが、同志社の英語は日本の全大学の中でナンバーワンだと自負しています。語学力は必須です。残念ながらTOEFLで日本は世界一八六か国の中で一六二位で、タイにも負け、韓国にも中国にも負けている。皆さんも積極的に挑戦して、大学を出る時にはTOEICの八〇〇点くらいはクリアする力を持って社会に出ていただきたい。今のままの語学力では日本はインターネット社会の中で、英語で負ける。英語力を一齐に高めるために、入社試験の条件にTOEIC六〇〇点以上を入れようじゃないかと議論しています。パッと決まれば学生の皆さんは勉強する。できる民族だと思っんです。ただ、条件づけをしないと上がらないだろうと。そういう話も真面目にしています。

裁判官の立場から

矢 口 洪 一

今、お二人の方からお話がございました。いずれも感銘の深い話であります。私が申し上げたいと思うことと、個々の表現は別と致しまして全く同じでございます。それを引用させていただくと、一言で私の役目は終わったも同然なわけですが、折角伺ったわけですから、少し違った観点で申し上げてみたいと思います。

戦後、現行憲法が発効し法による支配の時代が到来しました。荒廃した日本をまず立ち直らせないといけない。京都は別でございますが、東京などは惨憺たるものでした。果たして立ち直れるであろうかと、皆思ったものです。これからの日本を立ち直らせるにはどうすればいいか。行政は日本の再建に全力を注いだわけです。行政の優位です。戦前の軍隊の優位、天皇制の絶対とは意味が違いますが、行政が先頭に立って企業の尻をひっぱたいて、いかに日本を立ち直らせるかに全力を挙げたわけです。国民も一致して協力しました。日本の国力の回復は思いのほか速く、企業活動が盛んになるにつれて国民の生活は安定し、全員が中流意識を持つほどに生活が目に見えてよくなってまいりました。日本の経済界は、終身雇用、年功序列、企業内組合の三つのスローガンのもとに、これを世界に誇る制度と考えてきました。これがある限り日本企業はゆるぎがないと言われていたと承知しています。もはや日本はどこから

見ても大丈夫だと言われた時代が思いのほか速く来たと思います。

これは別の言葉で言えば行政優位の時代であったと思います。しかし、破綻は思いのほか速くやってきました。巷にはきれいなピカピカした自動車しか走っていません。外国に行きますと、バンパーが曲がりくねったもの、塗料が剥げた車が平気で走っていますが、日本ではかすり傷一つない車ばかりです。烏丸通りも立派な車が道路を埋めておりました。しかし、不況がやってきたのです。

これから先、何とかこの不況から立ち直って世界に伍していくためには、国民はどうすればよいのか。結局、行政主導の理念ではなく、明確に定められたルールに則って自己の責任において行動するよりほかに道がなくなってしまうのです。考えてみれば、経済の繁栄の次に来るべきものは国民各自の自立ということになるのは当然のことではなからうかと思えます。これまでは国民間のトラブルは、行政が調停に入り、又は事前に指導をすることによって自分たち自身で解決しなくてもいい状況であったのが、いよいよ各人が自己責任で行動しなければいけなくなったのです。では最終的な意見の相違、衝突をどう解決するか、司法の出番とならざるをえないのです。

司法は、行政と違いまして、このような場合にはこのようにすべきであるという抽象的な定めをするものではありません。個々の事件を個々に解決するのです。一方の全面的な勝訴と他方の全面的な敗訴を決めるのが通例であります。ケースを積み重ねることによって司法は司法なりに筋の通ったルールを作ることになります。裁判所の出す判断の積み重ねが、これまでの行政指導に代わって社会を規制することになるのです。これが法の支配だと思えます。

行政による支配は予めどのような方向で行われるか、国民の側から必ずしも知ることができない場合があります。

日本の場合は抽象的な法規を根拠にして行政側が細かな指導をしますので、その理由は直接行政に聞いてみないとわからないことがあります。しかし、裁判所における各事件の判断は、審理の過程がオープンになっていますので、国民各人は、どのような審理によってどのような結果になったのか、明瞭に見て取れます。それが裁判所の法の支配で
す。

ここで気をつけないといけないことは、そのように裁判が積み重ねられて一つの秩序ができる場合、その秩序を實質的に作る人は一体誰なのかということです。それは実は、当事者国民自身なのです。最終的な判断を下すのはたしかに裁判官ですか、裁判というものは双方当事者のレベル以上には出られないものなのです。双方が不十分な事実の認識と法的判断の下に結論を求めているかぎり、クリアな判断はできません。逆に双方の当事者が全力を挙げて折衝を行い、争点を煮詰めて、この点について判断してほしいとした場合には、立派な判断ができるのであります。私はいつも申していますが、裁判は双方当事者のレベル以上のものではない。最高裁判官の一五人は各自内心期するところはありますが、いくら自負しても、上告事件の双方の弁護士
の立派な意見がないかぎり、良い判断はできません。法の支配を形成するのは、実際問題としては、双方代理人、弁護士さんであると申して過言ではないのです。

立石会長がADRの話をされましたが、裁判外の紛争処理、裁判に持ってくるまでにできるだけ紛争を片づけたということが経済界からも望まれるし、私もそうあるべきだと思っています。ADRの場面において当事者たる弁護士に働いていただき、事前に事件をこなしていただき、そして最終的に意見の調整ができなくなった時に裁判所に持ってきていただく。そういう慣行が必要であります。双方当事者が十分な折衝で、解決をなさって最後に残ったも

のだけをやるということがあって、初めて裁判が浮かび上がってくるのです。最大限ADRの手続きを充足していかなければならないと思っています。ここでも法の支配の立役者は在野法曹だといわざるをえません。

「二割司法」という言葉があります。中坊公平弁護士の発言とされています。ふた言目には二割司法と言われるので「その二割は誰のことなのか」と尋ねると、中坊さんは「弁護士が二割くらいしか需要に感じていないということもあるんです」とおっしゃる。裁判所も二割程度しかご期待に沿ってないのかもしれないから、あまり他人のことは言えませんが、二割司法の立役者は弁護士さんではないでしょうか。弁護士が二割しか需要に感じてないから国民がトラブルの時、どこに話を持っていったらいいかわからないのです。子どもが大きくなるにあたって急に熱を出したり、下痢をしたりいろんなことがあります。母親が一番にすることは、かかりつけのお医者さんのところに連れて行って、「またこの子が病気になりました。どうしましょうか」です。「よく風邪を引く子だったな」というなじみの町医者がいってくればそれでいいのです。そういう弁護士さんが必要なのです。そういう弁護士さん、町医者がいなくなると、大病院に行かないといけない、それでは大変なんです。大病院もほしいが、開業医もほしい。二割司法の裏には開業医にあたる弁護士さんの不足がありはしないか。所詮は法曹の連帯責任ですから、裁判所に責任はないと申し上げているわけではありませんが、二割司法はそこに問題があるということを上げたいと思います。

風邪を引く、熱を出すのは個人に限りません。大企業、中企業にも法的なアドバイザーが必要な場合が、いくらかあります。今までは何かトラブルがあっても行政指導によって解決する。行政指導にならない例外の場合にだけ弁護士さんをお願いすればよかった。各人が自己責任において事柄を処理しないと、一つひとつの取引

を行うについても、果たしてこれでいいかどうかという事前の審査、事前の相談が必要になってくる。常時アドバイスを受けるための専門家の必要が出てくるだろうと思います。上場企業だけでも何千、何万人の需要がある。そういうことに今まで企業はお金を掛けなかった。かけなくてもいいと思っていた。だからこの面における在野法曹の需要は増えてくるだろうと思います。増えなければいけないのです。それなくしては法の支配は成り立ちません。

今や、世界を相手にした貿易なくして日本の自立はありません。世界を相手にする時、いかに各国が契約締結の段階から法律的問題について周到な準備をして臨んでいるかは、身にしみてお感じになっていると思います。全人口の約六・七%しかないアングロサクソンが法曹人口としては七七%を占めている。一つの事件に何百人という弁護士がかかわってくる。それに対して日本では一人か二人の弁護士しか対応できないとすれば、勝敗の帰趨は明らかであります。これでは世界を相手の貿易はできません。弁護士自身の問題についてもWTOの問題が起こってくるのではないかとすら考えられるのであります。日本の経済の発展のため、国民生活の向上のために、法曹の需要があり、それを早急に満たしていかないといけないということになります。

民事のことばかりを申しましたが、刑事についても陪審、参審をやる。これまでは黙って座って「否認します」と言っておれば済んだものを、積極的に弁護士さんは行動していかないといけない。弁護士の行動は陪審、参審の審理を通じて現実に国民の目にさらされていくことになります。陪審事件一件に対する弁護士の調査、研究、主張のための手間は、これまでの事件の何十倍のものになると思います。それだけ弁護士さんの手数がかかる、人間が必要になるのであります。被疑者の国選弁護で、予算をとることは結構だと思えます。現在の何十万とある被疑事件について

弁護士さんが果たして充足されているのかが問題です。

私は結論的に、法曹人口を増やさないといけないと思います。橋元・立石お二人の意見も全く同様だったと思います。中坊弁護士は弁護士六万人くらいは必要なのではないかとのご意見です。現在一万数千人くらいで、しかも、その中の約二〇%の方は六五歳以上です。これでは法曹一元はやれません。毎年三〇〇〇人くらいずつとらないといけないのではないのでしょうか。

私は法曹一元には賛成です。判事補という一人で裁判のできない裁判官はどうかと思います。かつて京大の滝川事件で、助教授の方々も一緒に辞めようとされました。その時、佐々木教授が、「助教授は別だ」と言われ、結局復学されました。「お前たちはこれに関係するな」という温情の結果とは思いますが、教授と助教授は違うとされたのでしよう。裁判官の場合も、元来、裁判官は独立して職務を行います。一人でちゃんとやれるということが本則です。一人前にやれない裁判官は半熟の裁判官です。判事補が一人入った合議体と三人とも判事である合議体とどっちが本来のものか。私は当然後者だと思っています。「若い人はいいことを言う、年寄りはやだめだ」というのは別の問題です。

フランスの人口は五六〇〇万人、日本の半分の人口で日本の二倍の三万六千人の在野法曹を持っています。法曹人口を三万六千人にするために二〇〇〇人ずつとっても二〇年以上かかるのです。どうすればよいのでしょうか。司法研修所に頼っているわけにいきません。大学の力に頼るしか道はありません。現在、日本の大学には一〇〇近くの法学部があり、毎年五万ずつの入学者があります。大学の法学部は法律の専門家を養成するだけが使命ではなく、良識あ

るジェントルマンの養成も大事ですから、全員が法曹になるべきだとは決して申しません。五万人のうちの二割、五〇〇〇人くらいは法曹を志していただくべきではないかと思えます。それにはロースクール、大学院を作って養成なさっていただきたい。私の方からの大学に対するお願いです。ロースクール、大学院を卒業した人をどうするのか。ロースクール、大学院で教育をしていただき卒業認定をしていただく以上は、その八割前後合格するような法曹国家試験を行う。医師の場合は、毎年八〇〇〇人前後の医学士が誕生し、医師国家試験には八割前後が合格しています。合格者は、全員が裁判所や検察庁や弁護士会においてにならなくてもいい。会社にお出でになり、学校の先生をなさってもいい。市町村、県庁に行っていた方がいい。法律専門家として働いていただくのです。そういうものが法曹なのだ、法曹をそういうふうと考えていけば、法曹の大きな輪ができる。法曹が社会をリードしていける。その中で、現実には裁判所を相手に今の弁護士さんがやっていることをおやりになる方も出てくる。そういう方は実務訓練として弁護士会なり検察庁で訴訟的な仕事についての訓練をなさっていただければいいのです。法曹の養成は、大
学本来の仕事だとお考えいただき、やっていたかかないといけない問題だろうと思えます。

どういうことを教育していただくのか。専門的な法律の知識がいます。分析力もいります。発表力が大事だと思えます。文章による発表力、口頭による発表力です。訴訟法をご専攻になった方はわかりだと思えますが、訴訟は、本来は口頭弁論です。日本では口頭弁論はしない。「どうなっていますか」と言うと「次回に書面で」とおっしゃる。「次回に書面で」となると相手方がまた「次回の書面で」となる。こうして延びるんです。国会でも与党と野党が向き合って討論するということが始まるようですが、法廷でどんどんそれをやっていた方がいいのです。

発表力は大事です。日本語は討論力、発表力に向かないとピアニストの内田光子さんがよく言われます。「議論の時、日本語じゃできない。日本語は曖昧で討論しているのかどうかわからない。英語でやるのがいい」と言われるのです。語学力はどうしてもそれに関連して必要になってくるのではないかと思えます。事案を解明して、双方の主張の相違点を浮き彫りにし、いかにして相手を説得するか。文章でもいい、口頭でもいい。そういう力が必要であります。そのために幅広い教養がいるわけです。語学など直ちにというわけには参らないでしょうが、せめて日常会話ができる程度の語学力は必要だと思います。

法律の問題はどうか。個々の法律を全部知ることにはむりです。これだけたくさん法律があるので。裁判官は法律を全部知らないといけないとは思いません。「裁判官は、社会の良識の持ち主であるべきであって、ほんのちよっぴりの法律知識があればいい」というイギリスの格言があります。詰めていけばそういうことになると思います。

司法制度というのは結局は欧米の制度を借りてきました。御一新で、治外法権を撤廃し、列強に伍していこうということで、何としてもヨーロッパの制度を採り入れて近代化しないといけないと一生懸命にやったのです。結局はドイツの制度だったのですが、そっくりと言っていいくらい外国の制度をもってきた。法律家は続々と留学し、学説等を紹介しました。しかし実務についてみますと、なかなかそうはいかないのです。西洋文明の成果である司法制度は文明そのものとしては日本でも通用します。しかし制度の運用となりますと、日本には日本の文化がある。向こうは向こうの文化で運用している。ヨーロッパでも国によって文化は違うのですが、広い意味のキリスト教文化は共通し

ています。日本はそうじゃないんです。同じ形を持ってきても違う運用にしかならない。もう少し「外国はこうだが、日本はここが違う」という観点からの研究があればどんなによかったかと、そんな気がします。

何はさておき、自己責任によって各人が自立していかないといけない。外国はその通り裁判でやっているわけです。全力を挙げて原告、被告は闘いますが、判断が下れば「やむをえません」と文句を言わない。日本は、負けると「負かしたのが悪い」と言いかねない。そのへんは文化の差があるので、一概に日本は全部悪いともいいかねます。黙って、お上の言うことに従ってきたことが、因となり果となって、戦後の復興を果たしたという面があります。皆が勝手なことをしていればこの復興はなかったかもしれませぬ。そういうことを考えますと、西洋の制度を持ってきて、西欧の運用の通りにやれるのかどうか気掛りになってきます。

ではどうしたらいいか。西洋では法律というものが生活の中に息づいています。法律で生活していると、あっちにぶつかり、こっちにぶつかり、思議ではない。日本は法律で生活してないんです。法律で生活しようとすると、あっちにぶつかり、こっちにぶつかり。一番いい例が、昭和五〇年代の津の隣人訴訟です。子どもを好意で預かってあげた。子どもが遊んでいて、池に落ちて亡くなった。預けた方の親が預かった以上面倒をみてくれないのは悪いと預かってくれた親に対し損害賠償の訴えを起こした。原告が勝ったんですが、勝った原告にも負けた被告にも猛烈な抗議の電話がかかってきて、勝った原告は訴えを取り下げて引越していかざるをえなかった。負けた方は、控訴していましたが訴えの取り下げには同意しないと云ったのですが、結局は同意せざるをえなくなった。このことは日本人の法に対する考え方を端的に示しています。

西洋において法律が生活に息づいているとはどういうことか。これは受け売りですが、中世ドイツ史の碩学のお話によれば、個人主義が徹底しているからだということになるのです。個人主義は、神を恐れる気持ちに端を発するもので、もし神を恐れる気持ちがないと、たちまち利己主義になる、そのようなものだということです。しかし西洋人はそこを乗り切った。神を恐れながら利己主義を乗り切ったと。その契機は、私が申し上げるのは僭越かもしれませんが、一二一五年、ローマのラテラノ公会議で、「告解」という制度ができて、人間は少なくとも年に一度は神の前で自分の犯した罪を懺悔しろという制度ができた。そのことによって各人が自分を見つめ直すチャンスを与えられた。それ以来、罪は、モラルの問題である。刑罰は俗、裁判所の問題だと二つに分かれたと言われます。それが隣人訴訟のようなものを可能にする。日本では法とモラルが分離されていないから、自動車事故の損害賠償の訴訟で、被害者が「お金がほしいのではない。謝ってほしいんだ」ということになるのです。モラルと刑罰の分離ができ、ようやく今の法律制度があるということなのです。陪審制度の可否も、こここのところを解決しないと論じられない問題で、そう簡単な解決方法があるわけではありません。御一新以来の問題であり、日本文化と西洋文化が簡単に混交されるものはありません。どこかに答えはあるでしょう。この解決は、どうやら法律問題を超越した人間的な教養にこれを求めるほかはないと思います。

この点、貴大学は建学の精神に則り、これを解明していただき、立派な法曹を養成していただく最適の条件をお持ちになっているのではないのでしょうか。

同志社大学大学院法学研究科の改革について

安 枝 英 紳

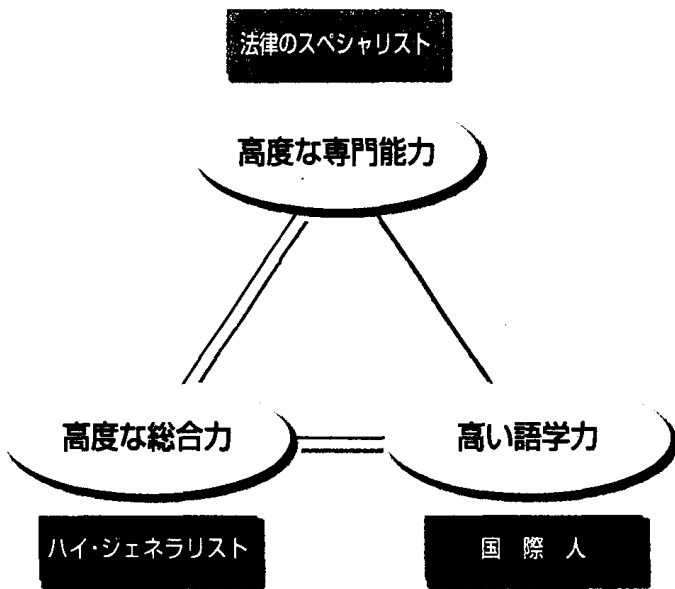
三人の先生方のお話を聞いて、我々の教育方針は間違っていないという確信を与えていただき、ありがたく思っています。同志社大学法学部は、一九九一年、大学設置基準が改正されました折に、学部のカリキュラムと大学院の改革を行いました。

「二一世紀は大学院の時代。同志社の法学研究科にご注目下さい」をセールスポイントにして、社会が必要とする人材を養成しています。法曹を広くとらえて、純粋な法律家だけではなく、企業法務に携わる高度な専門性と語学力を備えた人材を育てようと努力しています（図1参照）。大学院生の人数も増えてまいりました。当初は四〇人くらいでしたが、本年四月には一一〇名の大学院生が法学研究科に入学しました（表1参照）。民間企業、特に国際法務、国内法務、税務、財務などの部門に進んでいく人たち、外務専門員、国家I種、各地方公共団体その他の公務員に進む人がいます。資格試験については司法試験、税理士試験、会計士試験等の資格をとる人たちもいます。後期課程で研究者をめざそうという諸君もいます。多彩な方向に、進んでいるということですが、従来、大学院は、研究者を育てるという少数精鋭主義だったと思いますが、現在の法学研究科は多数精鋭の時代ととらえています。公法学、私法学、

図 1

社会が必要とする人材を養成しています

シンポジウム



法律のスペシャリストだけでなく、企業の経営企画や総務に携われる高度な専門性をもったジェネラリストも育てています。実社会で即戦力になる語学力を身につけた大学院生が多いのも同志社の伝統です。TOEIC800以上の大学院生が多数在籍しています。

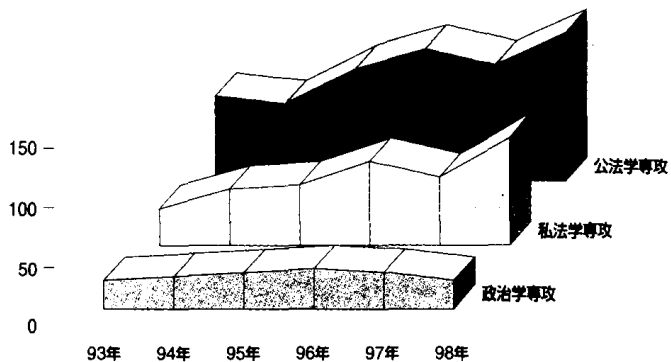
表 1

「少数精鋭」から「多数精鋭」の時代へ

同志社法学 五二巻一号

一六〇 (一六〇)

大学院も、今や多数の大学院生の中で切磋琢磨させる時代です。同志社の法学研究科は、入学者の増加をはるかに上回る志願者を集めています。“多数精鋭”の時代を先取りしています。

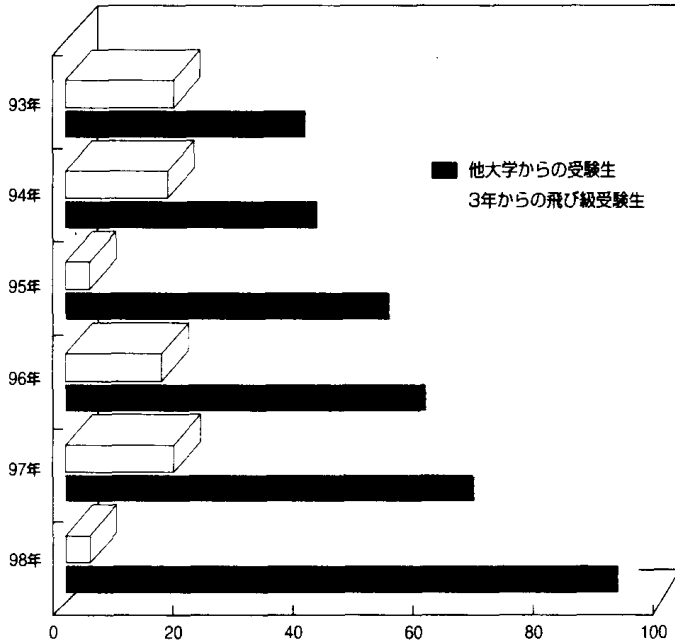


●志願者数の変化

表 2

シンポジウム

飛び級制により23歳の若き修士が次々に生まれています。



能力のある人材が全国から同志社の法学研究科を目指すようになってきました。また、実力さえあれば、3年生からの飛び級生も積極的に受け入れています。

図 2

実務に対応できる多彩な科目を設置しています

同志社法学 五二巻一号 一六一 (二六一)

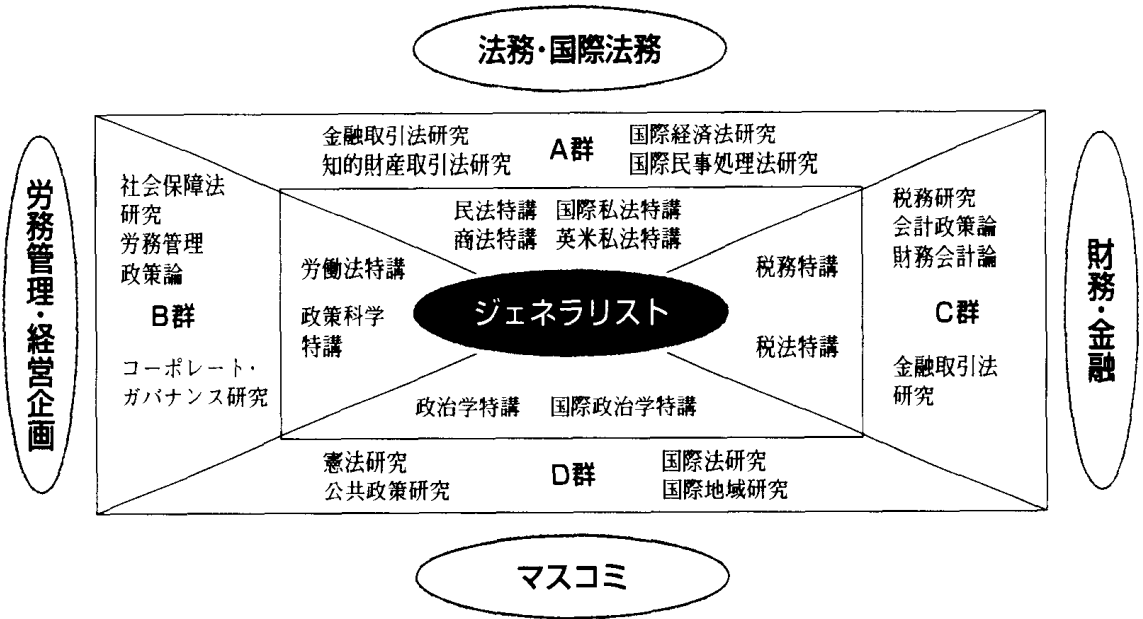


表3 修士論文テーマの例

〈知的財産法関係〉

- 実施許諾契約におけるエストッペル
—合衆国の例—
- アメリカ著作権法のもとでのコンピュータ・ソフトウェアの保護
—非文書的要素を中心に—
- 米国におけるコンピュータ・プログラムの著作権保護
—リバース・エンジニアリングを中心として—
- 著作権による意匠保護についての一考察
- 日米における商標商品の並行輸入問題

〈民商法関係〉

- 我が国における薬害エイズをめぐる法的問題と現状
—ドイツの判例、論議を手掛かりに—
- 企業の情報開示義務について
—Basic 判決から何を学ぶか—
- 会社役員賠償責任保険に関する一考察
—アメリカの経験を参考として—
- 不正支出をなした取締役の民事責任と損失相殺ルールの展開
- 取締役の注意義務と経営判断の原則の適用
- 代表訴訟に勝訴した取締役への補償
- 純粹持株会社の株主保護

〈製造物責任法関係〉

- アメリカのPL訴訟と懲罰的損害賠償の役割
- 製造物責任法の「法と経済学」
- PL法と「欠陥」

〈労働法関係〉

- 育児・介護休業法に関する考察
- 海外派遣労働者と法律の適用範囲
- 退職手当制度の将来と課題
- 企業年金の現状と将来
—日本とアメリカの比較—

〈税法関係〉

- デリバティブ取引に伴う国際課税
違法支出金の損金性
- 法人税法上の寄付金

表4 1999年度司法試験最終合格者大学別ランキング表

順位	大学名	合格者数	前年度合格者数	増減	合格率 (対短答 出願者)	論文式 合格者数	短答式 合格者数	短答式 出願者数	前年 順位
1	東京	229	213	16	9.1%	236	872	2,528	1
2	早稲田	139	117	22	3.1%	114	961	4,414	2
3	京都	112	73	39	8.4%	112	431	1,340	4
4	慶應義塾	95	91	4	4.3%	100	491	2,194	3
5	中央	92	68	24	2.0%	98	658	4,553	5
6	一橋	46	31	15	7.5%	48	185	612	6
7	大阪	28	20	8	5.4%	32	143	521	8
8	上智	26	18	8	5.1%	23	108	513	10
9	同志社	25	26	-1	2.6%	23	151	976	7
10	明治	21	17	4	1.2%	21	217	1,774	11

シンポジウム

政治学等を専攻とする多くの志願者がおります。飛躍的に同志社の法学研究科をめざす諸君が増えています。飛び級で大学院に進み、専門職に進んでいく者も少なくありません(表2参照)。現在構想されているロースクールと似通っていると思います。

カリキュラムは、従来のジェネラリスト養成を基盤にしながら、法務、国際法務、財務、金融、マスコミ関係、労務管理、経営企画のためのものを用意して、意識的に幅広くとることを勧めています(図2参照)。特定分野を専門にすると同時に幅広く学ぶことを目標にしています。特に、学部の一・四年生と大学院が一緒に、レベルの高い講義に参加し、大学院につなげていくという試みもしています。一年前からこういう方策をとっています。ロースクールのあり方と軌を一にする点があるのではないかと思います。修士論文のテーマも多彩です(表3参照)。企業の法務、財務に進む上で必要な修士論文を書いていると思います。

最後に、司法試験の合格者数です。幸いにして同志社大学はこのところ七、八位の位置を占めています(表4参照)。とくに、大学院生に注目いただきたいと思います。二五人の合格者のうち、大学院生が九名通っています。大学院進学は司法試験の勉強に支障となるのではないかと言われますが、司法試験に通ることが最終の目的ではなく、司法試験に通った後、どういう仕事をするかが大事だから、幅広く勉強することが必要だと教えています。大学院生の合格者の平均年齢が去年二二・八六歳ですから、大学院にきて一、二年で合格しているわけです。

現在、ロースクール構想が具体化しつつありますが、我々としては一九九一年から導入した制度を、継続的に充実させていけばロースクールの制度に簡単に乗っていけると考えています。三人の先生の話聴いて、我々の教育方針に間違いはなかったという確信を抱いた次第です。

質疑応答

深田 ありがとうございます。ではフロアーの参加者の皆さんからいただいた質問を紹介させていただきます。沢山の質問がでていますが、時間にかぎりがありますので全部をご紹介しますことができないのではないかと思います。まず橋元先生に質問が来ています。「弁護士から裁判官を選ぶことイコール法曹一元の理想になるかどうか。弁護士としての年数だけで望ましい裁判官になるかどうか。選任方法、基準についてのお考えをお教え下さい」。

橋元 弁護士から裁判官を選ぶことイコール法曹一元になるか。それはイエスであるとお答えします。キャリアシステム、判事補制度を廃止するのが前提であります。次に、弁護士としての年数だけで望ましい裁判官になるかどうかですが、年数だけではだめでありませう。当然のことですが、識見、人格が大事です。最低一〇年以上の経験が必要ですが、実質的に大切なのは識見であり人格です。選任方法は司法研修所を引き続き残すという制度になった場合には司法研修所を修了して最低経験一〇年以上で、識見、人格の優れた

もの。司法研修所を廃止した場合には弁護士研修の課程を終えて弁護士になってから経験一〇年以上で、識見、人格の優れたものから選任します。選任については、研修所が残った場合は運営管理の主体となる日弁連が、弁護士研修制度をとった場合には、その管理をする日弁連が選任の主体になるべきです。必要に応じて選考委員会を設けて、それに市民代表、学識経験者を加える。その委員会で透明な手続きで選ぶことがいいのではないかと。差し当たってそのように考えています。

深田 立石先生への質問は次のものです。「個人の自立した社会における法曹の役割とそれに向けた改革は、主として企業法務の視点からはわかりやすかったですが、純粹に個人の感覚としても自立した社会へと本当に向かうのでしょうか。小学校レベルからの教育も重要となるのではないのでしょうか」。

立石 自立した社会になるためには、教育のあり方も含めて小学校時代からカリキュラムを変えて自己責任、自主・自助の精神をどう作っていくか、目的を明確にもってやっかないと本当の意味の自立した社会はできないと思います。また、そういうセンスをどう啓発していくか。そのために

はカリキュラムの中にディベート的なものを入れて、勝ち負けがはっきりする教育方法をとる以外にないのではないかと思います。

深田 矢口先生に質問が来ています。「社会をリードする法曹の一つとして、人間、社会に対する洞察力、リベラルアーツの習得のために先生はどのように取り組んでこられたのでしょうか」。「これからの法の支配を担う立役者は双方当事者の代理人、弁護士であると。この点については賛同します。しかし判決を下すのは裁判官です。少しの法律知識と十分な良識が裁判官に必要なことですが、良識は具体的に何を指すのでしょうか」。「ウォルフレンの『日本の権力構造』に書かれてあった最高裁事務総局を中心とした官僚体制に現在の司法の実態があるという意見に対してはどうお考えでしょうか」。「裁判官が個人として外部で発言したり市民団体の集会に参加することは是非をお聞きしたい」。「判事補制度に否定的、法曹一元に肯定的という意見を出されるに至ったきっかけ、時期は。現職当時にキャリア制度の問題点を指摘されてきたのでしょうか」。

矢口 語学力には、それなりの尺度があるのですが、高度な専門知識ということになりますとどこまでが高度か、文字で

書くといかにもむずかしくなりますが、実際はどうか。私は、大学で真面目に勉強して下されば、それでいいのだと思っています。また、お前は どうして教養を得たのだと尋ねられれば、不断の努力とでも言うよりほかないでしょう。弁護士から裁判官に任官された方が最近でも何人かあります。「裁判所は、窮屈なところで、縄暖簾にもいけないと思っていた。しかし、そんなことはない」と言われます。裁判官だって麻雀をします。酒を飲みにゆきます。亡くなった立派な先輩ですが、記録を入れた風呂敷包みを紛失しないように腰に結びつけて縄暖簾で飲んだまではよかったです。酔っぱらって留置所に入れられて、職員が迎えにいったという例もあります。また、「制約があつて上下左右から押さえつけられると思っていたが、全く自由にさせてくれる。むしろ少しぐらいは世話をやいてくれてもよいのではないか」との声もあります。結局、各人の心掛けの問題です。

話はかわりますが、裁判官になって何年かたちますと、自然とその裁判官の資質ともいべきものが分かってきます。記録を見、判決を見ますと、「よくやってあるな」と思う方と、「ちょっとどうかな」と思う方が、ある程度わ

かると思います。ご自分でも自覚しておられると思います
が、「判決を書くのは苦手だ」という方もある。「判決を書
くのは好きだけど、和解をするのは苦手だ」という人もい
ます。議論が得意な方は高裁の陪席、説得することが得意
な方は家庭裁判所の夫婦間の調停など、それぞれの分野が
開けます。外からどうこういうものではないと私は思って
います。

大阪の弁護士会でお話をした時、「事務総局の締めつけ
がひどい。その張本人じゃないか」と言われました。箱根
の向こうに鬼か蛇がいると思っておられるのかもしれませ
んが、そんなことはありません。大学の自由がある如く、
裁判所にも裁判官の自由は十分ございます。

官僚体質を言われますが、事務総局など大したものでは
ありません。法制審議会でどういう意見が出るかは、法律
を作っていく上で重要ですが、事務総局には法制審議会の
ような権限もありません。最高裁の裁判官が一五人、膨大
な上告事件を処理しておられます。裁判官方が、「これは
いいな、これはだめだな」と、口に出しておっしゃるかど
うかは別にして、皆さんの意見はだいたい一致しているよ
うに思います。人事というものは、自然と落ち着くところ

質疑応答

に落ち着くものだと思います。ただ、詰めていきますと、
キャリアシステムはなかなか難しい。どうしてもというな
らば、メリットシステムでなければいけない。徹底的に誰
かが見ていて点数をつけるわけですが、裁判官に今、それ
を求めることはできません。法曹一元の方がいいと思う一
つの理由であります。

お断りしておきますが、法曹一元をやっていくためには
大勢の弁護士さんの中から裁判官を選ばないといけない。
一〇年たったら誰でも希望したらなれるというものではな
い。仲間内で、「あれはだめだ、これはいい」ということ
はわかっていますから、少なくともたくさんの方の弁護士がお
られ、その中で選ぶものでないといけないと思います。弁
護士が多くなれば、自然に裁判官希望者も増え、法曹一元
になると思います。一人前に裁判のできない判事補の制度
は、ある意味では裁判官にも可哀相なのです。判事補はそ
のかわり、調査官の仕事をするのもいい。在外研究をや
る。国内留学をやる。大学に講師で使っていただく。その
ようにして一〇年なりの期間を費やして裁判官になればいい
でしょう。弁護士でなければ裁判官になれないというも
のではない。そういうためにはたくさんの方の有資格法曹がい

同志社法学 五二巻一号 一六七 (一六七)

て、今の弁護士のように法廷弁護士もある、相談に応ずる弁護士、会社の法務弁護士もある。そういう人の中から、これはという人が選ばれて裁判官になる。これが法曹一元だと思っています。

橋元 年数だけで裁判官になるかという質問に対して、最低一

〇年の経験は必要だが、識見と人格がないとだめだと申しましたが、具体的には、特定の弁護士が優れているかどうかは相手方となって対応するとすぐわかります。法廷外の交渉でも、訴訟行為でも立派な弁護士かどうかということによくわかります。弁護士は皆、いい悪いの評判はわかります。裁判官についても弁護士が噂をします。あの裁判官はいいな、悪いな、という意見は弁護士の間では大抵一致するんです。裁判官のいい悪いは弁護士に聞けばわかるということをおし上げておいた方がわかりやすいかもしれません。

矢口 先程も一寸申しましたが、人物の出来、不出来は、おのずとわかるんです。ただ、その説明は、なかなか難しい。

また、外部の集会等に出るのはどうかということですが、ものによるんじゃないでしょうか。その時の状況如何によりますが、原則として悪いとは言えないと思いますが、出

ていなくてもいい場合もあるでしょうから、一概に、いいとか悪いとかは言えません。

法曹資格ですが、私はもともと法曹資格はそんなに高いものだと思ってないんです。資格は、これを設けるのには、それなりの理由がありますが、元来それ自体はそれほど高いものではないと思います。あまり資格、資格と言わない方がいいのではないのでしょうか。

深田 ありがとうございます。まだ紹介すべき質問がいくつかありますが、残念ながら時間がきましたので、これで打ち切らせていただきます。最後にシンポジウムを企画されました法学研究科の佐藤義彦先生から一言お願いします。

佐藤義彦 三人のパネリストの先生方、ありがとうございます。またご参加いただき、ご質問をいただきました方々もありがとうございます。我々同志社大学の法学研究科の者もこれからの法学研究科をどうしていくか、ロースクールをどうするかという問題に直面しております。同志社におきまして学長を委員長とする専門大学院設置委員会が立ち上がりました。いよいよロースクールの実現に向けてというところです。本日のお話を伺いまして、人間に対する深い理解、自己の責任と自立、私どももそういうことを

ベースに持っている学生に対して新たな教育をしなければいけないと思います。発表力、プレゼンテーションの能力、語学力も出てきました。同志社の法学研究科の入学資格としてのTOEICは最低点は七五〇点です。会社への入社条件を六〇〇点とされるのなら法学研究科では八〇〇点くらいでないといけないかと考えています。外国語の力は同志社大学の一つの目玉です。同志社の特徴をますます伸ばすということで、今後考えていけないと思います。

自己の存在意義の確認。我々も建学の当初に遡って、沿革をたどり、新たな研究科を作る、そういうつもりでおりますので、今後ともご指導をお願い致します次第でございます。本日はありがとうございました。

深田 これ以て終わりにさせていただきます。長時間ご協力いただきありがとうございます。